

## 最強保護利用規約

楽天モバイル株式会社（以下「当社」といいます。）は、オプションサービスとして「最強保護」（「ノートン™ モバイル セキュリティ」及び「ノートン™ ID アドバイザー」）を以下に定める条件で提供するものとします。

### 第1条(適用等)

1. 本利用規約において本サービス又は「製品」とは、当社が、Gen Digital Inc.（以下「ノートン」といいます。）から提供を受け、当社が別に定める楽天モバイル通信サービス契約約款に基づく楽天モバイル通信サービス契約（以下「楽天モバイル通信サービス契約」といいます。）を当社と締結している者（以下「契約者」といいます。）に対し「ノートン™ モバイル セキュリティ」及び「ノートン™ ID アドバイザー」の名称で提供する、セキュリティ（Web 保護、Wi-Fi セキュリティ、アプライアドバイザー等、当社が別に指定するサービスに限ります。）に関するソフトウェア（以下「本ソフトウェア」といいます。）及びサービスをいいます。
2. 本利用規約は、次条第3項に基づき当社と契約者の間に成立する本サービスの利用にかかる契約（以下「本契約」といいます。）に適用される条件を定めるものです。
3. 次条第3項に基づき当社と本契約を締結した契約者（以下「本契約者」といいます。）は、本サービスにかかるノートン所定のノートン製品使用許諾契約（<https://www.nortonlifelock.com/jp/ja/legal/license-services-agreement/>）（以下「ノートン製品使用許諾契約」といいます。）に定める条件に同意の上、本利用規約及びノートン製品使用許諾契約（以下、まとめて「本利用規約等」といいます。）の定めに従い本サービスを利用するものとします。なお、ノートン製品使用許諾契約に定める遵守事項、禁止事項並びに製品の使用及び利用に関する規定は、本契約に準用されるものとします。ただし、本利用規約とノートン製品使用許諾契約との間の矛盾・抵触が生じる場合、本契約者と当社の間においては、本利用規約の各規定が優先して適用されるものとします。

### 第2条（契約者の申込みと承諾）

1. 本契約の申込みができる者は、契約者に限るものとします。
2. 契約者は、本サービスの申込みを行う場合、当社が別に定める方法によりこれを行うものとします。
3. 当社が前項に定める申込みを受領し、所定の審査・手続きを経たうえでこれを承諾した時点をもって、当社と契約者の間に本契約が成立するものとします。ただし、当社は、当該申込みを行った契約者が以下の各号に該当する場合、本契約の申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 前項に定める申込みにあたり、虚偽の申告をした場合

- (2) 楽天モバイル通信サービス契約約款において定める楽天モバイル通信サービス契約の解除または利用停止の要件に該当する場合
- (3) 第6条（本料金）に基づき本契約者が支払義務を負う本サービスの利用料金（以下「本料金」といいます。）と楽天モバイル通信サービス契約の料金等とを併せて支払うことに同意いただけない場合
- (4) 本利用規約等に違反し、本サービスの停止又は契約の解除を受けたことがある場合
- (5) 当社が提供する他のサービスの料金その他の債務の支払いを怠り、又は怠るおそれがある場合
- (6) その他当社の業務の遂行上支障があると当社が判断した場合

### 第3条（契約者情報の届出、当社の通知）

1. 前条第1項の申込みにおいて、契約者は、氏名、住所、居所又は請求書等若しくは電子メール等の送付先（以下「契約者情報」といいます。）を当社に届出るものとします。
2. 本契約者は、前項に基づき届出た契約者情報に変更があったときは、その旨を速やかに当社が別途定める方法により当社に届けていただきます。
3. 前二項の届出に関して、当社は、その届出にかかる事実を証明する書類の提出を求めることがあります、契約者又は本契約者は、求められた書類を当社に提出していただきます。
4. 当社から契約者又は本契約者に対する書類の郵送等又は電子メール等の送信等による請求その他通知等（以下「通知等」といいます。）を行う場合は、本契約者が当社に届出ている契約者情報を宛先としてこれを行うものとします。
5. 当社が契約者又は本契約者が当社に届出ている契約者情報を宛先として通知等を行ったにもかかわらず不達であった場合、その事実が解消されたことを当社が確認するまでの間、当社は、当該通知等、又は、その後の別の通知等を行わないことがあります。
6. 契約者又は本契約者が第1項若しくは第2項に定める届出又は第3項に定める書類の提出を怠った場合において、当社が前条第1項に定める申込み又は本契約に関し、契約者又は本契約者が当社に届出ている契約者情報を宛先とする通知等を行ったときは、当該通知等は、契約者又は本契約者に到達したかどうかにかかわらず、通常その到達すべきときに到達したものとみなします。
7. 契約者及び本契約者は、当社の故意又は重過失による場合を除き、第1項若しくは第2項に定める届出又は第3項に定める書類の提出を怠ったことによる損害について当社に請求することはできません。

### 第4条（アカウントの管理）

1. 本契約者が本契約に基づき本サービスを利用するには、本サービスにかかるアカウント（以下「本アカウント」といいます。）を登録する必要があります。本契約者は、本契約に基づく本サービスの利用を継続する限り、当該本アカウント上の登録情報を正確、完全かつ最新のものに保持しなければなりません。

2. 本契約者は、本アカウントの ID、パスワード又は暗号化キー（以下併せて「アカウント情報」といいます。）を常に安全な状態にしておくことに責任を負うものとし、いかなる第三者にもアカウント情報を開示しないことに同意するものとします。本契約者は、契約者の名義及び本アカウント（本アカウントに紐づくサブアカウントを含みます。以下、本条において同じとします。）で発生するいかなる活動に対しても全ての責任を負うものとします。本契約者が本アカウントのアカウント情報を紛失した場合、本契約者は、本サービスを利用することができないことを認識し、同意します。本契約者は、本アカウントの不正使用又は本サービスに関連するその他の違反が発生したことが判明した場合については、直ちに当社に連絡しなければなりません。
3. 本サービスを利用するためには、楽天モバイル通信サービス契約に定める SIM カード（eSIM を含みます。）による認証が必要であることを、本契約者は認識し、同意するものとします。

#### 第 5 条（本ソフトウェアのライセンス）

当社は、第 2 条（契約者の申込みと承諾）第 3 項に基づき本契約が成立後、当社所定の期間内に、本契約者に対し、ノートン製品使用許諾契約に従いノートンのサイトにアクセスし、本サービスを利用するためには必要な本ソフトウェアを使用する限定的、非排他的、譲渡不可能かつ取消可能なライセンスを付与します。ただし、本契約者は、当社のウェブサイトに記載されているデバイスタイプ上にのみ、実行可能な形式の本ソフトウェアをインストールし、使用することができるものとします。本契約者は、特定の第三者コードが本ソフトウェアの一部又は全部として提供された場合、この使用には当該コードに付随するライセンス条件が適用されることに同意するものとします。

#### 第 6 条（本料金）

1. 本料金は、別紙に定めるとおりとします。
2. 本契約者は、当社が定める方法にて、当社が指定する期日までに本料金を支払うものとします。
3. 本契約者が月の途中から本サービスの利用を開始した場合（前条に定める当社からライセンスを付与した時点をもって本サービスの利用が開始されたものとします。）、及び、月の途中で本契約が終了した場合、本料金は、当該月につき日割り計算されるものとします。なお、本契約の有効期間中は、本契約者が本サービスを利用していない場合であっても、本契約者は、本料金の支払い義務を負うものとします。
4. 本契約に別途定める場合を除き、当社は、本料金の減額・返還、損害賠償を含め、本契約者が当社に支払った本料金の返金を一切行いません。

## 第7条（債権の譲渡）

当社は、本契約に基づき本契約者が支払いを要することとなった本料金その他の債務にかかる当社債権の全部又は一部を第三者に譲渡することがあり、本契約者は、その旨を予め承諾するものとします。

## 第8条（本契約者の責任と禁止事項）

1. 本契約者は、本契約に基づく製品の利用に関して全ての責任を負うものとします。本契約者は、製品を利用して、以下の各号に定める行為を行わないことに同意します。
  - (1) 法令に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為
  - (2) 当社、製品の他の利用者その他の第三者に対する詐欺又は脅迫行為
  - (3) 公序良俗に反する行為
  - (4) 当社、製品の他の利用者その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為
  - (5) 製品の利用を通じ、以下に該当し、又は該当すると当社が判断する情報を当社又は製品の他の利用者に送信する行為
    - ① 過度に暴力的又は残虐な表現を含む情報
    - ② コンピューター・ウィルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報
    - ③ 当社、本サービスの他の利用者又はその他の第三者の名誉又は信用を毀損する表現を含む情報
    - ④ 過度にわいせつな表現を含む情報
    - ⑤ 差別を助長する表現を含む情報
    - ⑥ 自殺、自傷行為を助長する表現を含む情報
    - ⑦ 薬物の不適切な利用を助長する表現を含む情報
    - ⑧ 反社会的な表現を含む情報
    - ⑨ チェーンメール等の第三者への情報の拡散を求める情報
    - ⑩ 他人に不快感を与える表現を含む情報
    - ⑪ 製品のネットワーク又はシステム等に過度な負荷をかける行為
  - (6) 製品を含む当社が提供するソフトウェアその他のシステムに対するリバースエンジニアリングその他の解析行為
  - (7) 製品の運営を妨害するおそれのある行為
  - (8) 当社のネットワーク又はシステムへの不正アクセス等
  - (9) 第三者に成りますます行為
  - (10) 製品の他の利用者のID又はパスワードを利用する行為
  - (11) 当社の事前の許諾なく本サービス上で宣伝、広告、勧誘、又は営業を行う行為
  - (12) 本サービスの他の利用者の情報の収集
  - (13) 当社、本サービスの他の利用者その他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
  - (14) 当社ウェブサイト上で掲載する本サービスの利用に関するルールに抵触する行為

- (15) 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人（以下「反社会的勢力等」といいます。）への利益供与
  - (16) 面識のない異性との出会いを目的とした行為
  - (17) 死亡、人身傷害又は重大な物理的若しくは環境面での損害を引き起こす可能性のある行為
  - (18) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し、又は容易にする行為
  - (19) 前各号の行為を試みること
  - (20) その他前各号に準じる違反行為で、当社が不適切と合理的に判断できる行為
2. 当社は、第三者の著作権、特許権、商標権、秘密情報その他の知的所有権（以下「知的所有権」といいます。）を尊重しており、本契約者も同じくこれを尊重することを要求します。本契約者が本契約に基づき製品を使用する際、本契約者は、当社若しくは第三者の知的所有権を侵害する又は侵害するおそれのある資料をアップロード、格納、共有、表示、投稿、電子メールの送信又は利用させることができません。本契約者により当社若しくは第三者の知的所有権の侵害が繰り返された場合、又は本契約者が前項の各号の事項に抵触する行為を行った場合には、当社は、適切な条件の下で、本契約者による製品の利用を停止します。
3. 本契約者は、以下の各号に起因又は関連して生じる、妥当な弁護士費用及びコストを含め、全ての請求権、法的責任、損害、損失及び費用について、当社、ノートンその他の当社のサプライヤー、当社の再販業者及び当社のパートナー並びにそれぞれの関係会社を防御し、補償し、損害を与えないものとします。
- (1) 製品の利用
  - (2) 本利用規約等の違反
  - (3) 当社又は第三者の知的所有権を含む権利の侵害
4. 本契約者が製品の利用に関連してダウンロードした情報又は製品の使用により取得した情報は、本契約者の裁量と責任でアクセスしたものであり、かかる情報をダウンロード又は製品の利用により取得したことで起こり得る本契約者のデバイスの損傷又はデータの損失その他の本契約者の損害に対しては、本契約者が全て責任を負うものとします。

## 第9条（法令の遵守）

本契約者は、本契約者による製品の利用が米国、日本及びその他の諸国の輸出入法に服することがあること、本契約者が全ての輸出入法及び規則を遵守する義務を負うこと（製品を米国の輸出禁止諸国、又は米国財務省の特別指定国民リスト若しくは米国商務省の禁輸対象者リストに記載されている個人に輸出又は再輸出しないことを含みますが、これらに限られません。）に同意するものとします。本契約者は、製品を利用するにあたり、米国の輸出禁止国に居住していない、又は米国財務省の特別指定国民リスト若しくは米国商務省の禁輸対象者リストに掲載されていないことを表明し、保証するものとします。また、本契約者は、ミサイル、核、化

学又は生物兵器の開発、設計、製造又は生産など、米国法及び日本法が禁止している目的に製品を利用しないことに同意します。

#### 第 10 条（第三者への委託等）

当社は、本契約に基づく当社の義務の全部又は一部を第三者に委任又は請け負わせることができるものとし、本契約者は、これに同意するものとします。

#### 第 11 条（知的所有権）

1. 契約者は、全ての知的所有権を含む製品に係わる全ての権利、権限及び利益を当社、当社のライセンサー又はその他の製品に関して正当な権利を保持する第三者が所有することに同意するものとします。本契約に基づき本契約者に付与されるライセンスを除き、当社、当社のライセンサー及びその他の製品に関して正当な権利を保持する第三者は、製品に関する全ての当該権利を留保しており、いかなる默示的なライセンスも本契約者に付与されることはなく、当該権利の本契約者への譲渡と看做されることはありません。
2. 当社は、本契約者又は第三者が以下の各号に定める行為を行うことについて、許可をしないものとします。
  - (1) 製品の一部又は全部に関するサブライセンスの付与、貸出、レンタル、貸付、譲渡又は配布
  - (2) 製品の一部又は全部の変更、改作、変換又は二次的著作物の作成
  - (3) 製品の一部若しくは全部の逆コンパイル、リバースエンジニアリング又は分解或いは製品からのソースコードの引出し
  - (4) 本ソフトウェア又は製品に関する当社のウェブサイト上に表示されている商標、著作権、又はその他の所有権にかかる標章の取外し、隠蔽又は変更
  - (5) その他、前各号に準ずる行為

#### 第 12 条（秘密保持）

本契約者は、本サービスに関連して知り得た当社の秘密情報について、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取扱うものとし、第三者に開示せず、また、本契約に基づく本サービスの利用の目的以外の目的で使用しないものとします。

#### 第 13 条（個人情報の取り扱い）

本契約者は、当社による本契約者の個人情報の収集、使用及び開示等の取扱いに関して、当社のプライバシーポリシー (<https://corp.mobile.rakuten.co.jp/guide/privacy/>) に同意します。また、本サービスの利用に際してはノートンの定めるプライバシーポリシーについても併せて確認の上、同意するものとします。

## 第 14 条（本サービスの中止及び中止）

1. 当社は、以下に定める事由がある場合（当社のほかノートン、第 10 条（第三者への委託等）の規定に基づき当社が業務を委託する第三者に当該事由がある場合を含みます。）には本サービスの全部又は一部の提供を変更、中止又は中止することができます。
  - (1) 本サービスの用に供する設備の保守上又は工事上やむを得ない場合
  - (2) 本サービスの提供に必要な電気通信サービスが利用できない状況にある場合
  - (3) 本サービスの用に供する設備の障害、その他やむを得ない事由が生じた場合
  - (4) インターネット環境の不全、ストライキ、テロ、戦争、その他天災若しくは事変、その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合
  - (5) その他当社が本サービスの運用の全部又は一部を変更、中止又は中止することが望ましいと判断した場合
2. 前項について、当社は商業的に相当な範囲内で、本契約者に対して電子メール又は当社のウェブサイト上に関連情報を掲載する等の方法で、当該措置を通知すべく努力します。

## 第 15 条（利用規約等及び本サービスの変更）

1. 当社は、本利用規約の内容を変更することができます。当社は、変更後の本利用規約及びその効力発生時期を、本サービス内又は本サービスにかかる当社のウェブサイトにおいて周知するものとし、変更後の本利用規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。
2. 本契約者は、当社のウェブサイト上で本利用規約等の最新版を自ら確認するものとします。本契約者が本利用規約等の最新版を確認していないことに起因又は関連して、当社からの通知を受けられなかった場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。
3. 本契約者は、変更された本利用規約等の各規定に同意しない場合は、直ちに本サービスの利用を停止しなければなりません。

## 第 16 条（本契約者からの本契約の解除）

1. 次項又は本契約の定めにより解約されない限り、本契約は毎月 1 日に自動更新されます。
2. 本契約者は、当社が指定する方法により、本契約をいつでも解除することができるものとします。本条に基づく本契約の解除は、当該方法に定める手続きが完了した時点で効力を生じるものとします。
3. 前項に基づく本契約の解除後は、本契約者は、本サービスを利用することはできません。

## 第 17 条（当社による本サービスの利用停止及び本契約の解除等）

1. 当社は、本契約者に以下の各号に該当する事由がある場合、又は本契約者が本契約に違反した場合は、当社から通知することなく本契約者による本サービスの全部又は一部の利用を停止し、また、本契約を直ちに解除することができるものとします。

- (1) 本利用規約等、楽天モバイル通信サービス契約約款その他の当社が定める契約約款等の規定に違反し、又はそのおそれがある場合において、当社からその是正を求めたにもかかわらず是正がされないとき
  - (2) 本料金の支払いの遅延又は不履行があった場合
  - (3) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分、強制執行、競売等の申立てを受けた場合又はそれらのおそれがあると認められる場合
  - (4) 破産又は民事再生の申立てを行い、若しくは申立てを受けた場合、又はそれらのおそれがあると認められる場合
  - (5) 支払い停止状態に至った場合
  - (6) 財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる場合
  - (7) その他前各号のいずれかに準ずる事由があった場合
  - (8) 後見・保佐・補助開始の審判を受けた場合
  - (9) 死亡した場合
  - (10) 当社と本サービスに関するシステムの管理・運営を行う者との間で締結された当該システムの提供に関する契約が事由の如何を問わず終了した場合
  - (11) 当社が本サービスを提供できなくなった場合
  - (12) その他前各号に類似する事由が生じた場合
2. 当社は、当社の故意又は過失による場合を除き、前項に定める本サービスの全部若しくは一部の利用の停止又は本契約の解除について、本契約者に対して契約者に生じた損害の賠償又は本料金の全部若しくは一部の返金はしません。

#### 第 18 条（不可抗力）

当社は、天災、法令の制定・改廃、公権力の行使に基づく処分、通信回線や電気の供給停止、輸送機関の事故、労働争議、サイバー攻撃、内乱、テロ、戦争、その他当社の合理的な支配を超える事由により、本契約に基づく当社の義務の全部又は一部を履行できない場合、当該不履行について一切の責任を負わないものとします。

#### 第 19 条（免責）

1. 本契約者は、製品を本契約者の責任において利用するものとし、また、製品が「現状有姿のまま」で「提供可能な状態」にて提供されることに同意するものとします。当社、当社のライセンサー、サプライヤー、再販業者及びパートナー並びにそれぞれの関係会社は、製品に関する市販性の默示保証、特定の目的に対する適合性、第三者の権利の侵害行為のないことを含め、明示的又は默示的なあらゆる種類の保証を行うものではありません。また、当社、当社のライセンサー、サプライヤー、再販業者及びパートナー 並びにそれぞれの関係会社は、(1) 製品が本契約者の要件を満たすこと、(2) 本契約者が製品を、適時に、中断なく、安全に又はエラーなく使用できること、(3) 製品の利用によって提供される情報

について、正確性、網羅性、完全性又は信頼性があること、及び(4) 製品の欠陥又はエラーが修正されることを保証しません。

2. 本契約者が保存した情報が消失又は破損した場合でも、当社は、当該消失又は破損に伴う本契約者又は第三者からの損害賠償の責任を免れるものとします。
3. 当社は、第 14 条（本サービスの中止及び中止）第 1 項により、一切の責任を負うことなく、製品の中止又は中止をする場合があり、当社は、製品の品質及び損害についてはいかなる保証も行わないものとします。
4. 製品の利用若しくは利用不能に起因し、又は製品に別途関連し、利益、営業権、使用、データ、代替の商品若しくはサービスの調達費又はその他の無形の損失に係わる損害を含め（本契約者が当該損害を請求する相手方が当該損害の可能性を承知していた場合であっても）、間接的、偶発的、特別、派生的又は懲罰的損害について、当社は、本契約者に対する責任を負わないものとします。
5. 本契約に基づき当社が本契約者又はその他の第三者に損害賠償責任を負う場合のかかる損害賠償額の上限は、本契約者が製品の本アカウント 1 件に関して当社に支払った 1 か月あたりの月額利用料相当額を超えないものとします。当社は、いかなる場合であっても、本契約者による製品の利用に起因又は関連して生じた逸失利益、特別事情による損害、営業利益その他の期待権に関する損害、及び第三者から本契約者に対してなされた損害賠償請求に基づく損害については、一切の責任を負わないものとします。本契約者は、この損害賠償額の制限が本契約者と当社間の本契約の基本的要素であることに同意します。
6. 前各号の規定にもかかわらず、前各号に定める当社の責任の制限は、当社の故意又は重過失による場合には適用されないものとします。

## 第 20 条（本サービスの終了）

当社は、本契約者に対し事前に通知することにより、本サービスの提供を終了できるものとし、この場合は、当該終了と同時に本契約も終了するものとします。本サービスの提供終了に伴って損失や損害が発生したとしても、当社は、本契約者その他のいかなる者に対しても、いかなる責任も負わないものとします。

## 第 21 条（本契約の終了後の措置）

1. 楽天モバイル通信サービス契約が、解除その他の理由により終了した場合、本契約も同時に終了するものとし、契約者は、本サービスの利用を継続する権利を失います。
2. 本契約終了後も、第 3 条（契約者情報の届出、当社の通知）第 3 項乃至第 5 項、第 7 条（債権の譲渡）、第 8 条（本契約者の責任と禁止事項）第 3 項、第 11 条（知的所有権）、第 12 条（秘密保持）、第 13 条（個人情報の取り扱い）、第 16 条（本契約者からの本契約の解除）第 2 項、第 19 条（免責）、本条第 2 項及び本条第 3 項、第 23 条（準拠法及び裁判管轄）、第 24 条（紛争の解決）の規定は有効に存続するものとします。

3. 前項に定めるもののほか、本契約の規定中、その性質上、本契約終了後も存続すべきものは、本契約終了後も有効に存続するものとします。

#### 第 22 条（分離可能性）

本利用規約等のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本利用規約等の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

#### 第 23 条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本利用規約等に基づく本契約を始めとする契約者と当社間の関係は、日本法に準拠します。本利用規約等又は本契約に起因又は関連して生じる紛争は、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。ただし、本契約者は、知的所有権に関して（特に、権利の保護又は執行を含みますが、これらに限られません。）は、当社が任意の裁判管轄において訴訟を提起できることに同意します。また、国際物品売買契約に関する国際条約は、本利用規約等には適用されないものとします。
2. 本利用規約等は、製品に関する本契約者と当社間のそれ以前の契約に取って代わるものとします。本利用規約等のいずれかの部分が無効又は執行力がなくなった場合、その部分は適用法の下で両当事者の当初の意図にできる限り沿うべく解釈され、残りの部分はなお効力を有します。当社が本契約に基づく当社の権利を行使又は執行しなかった場合であっても、当社がかかる権利を放棄したと解釈されるものではないものとします。本契約者は、本利用規約等で別段の定めがある場合を除き、本利用規約等に第三受益者は存在しないことに同意します。
3. 本契約者は、当社の書面による事前の同意なく、本契約に基づく契約上の地位、権利又は義務を第三者に譲渡又は移転できません。
4. 当社は、本契約に基づく契約上の地位、権利又は義務を、本契約者の同意を得ることなく自由に第三者に譲渡することができるものとします。

#### 第 24 条（紛争の解決）

本利用規約等に定めのない事項及び本利用規約等の各条項の解釈に疑義が生じたときは、本契約者と当社は、誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとします。

(別紙)

本料金

(本料金の表示)

1. 本料金の金額の表示は、税抜額と税込額（消費税相当額を加算した額をいいます。）を併記するものとします。

(料金の計算)

2. 当社は、本契約者が本契約に基づき当社に支払うべき本料金を、毎月、本契約者の楽天モバイル通信サービス契約の料金請求に合算して請求します。
3. 本サービスの提供の開始及び終了日に起因して、本サービスの利用期間が1月に満たない月が生じた場合、当該月の本料金は日割り計算とします。日割り計算において、生じた1円未満の端数は切り捨てます。

(本料金)

4. 月額の本料金は、以下のとおりとします。

本サービスの名称	本料金
最強保護（「ノートン™ モバイル セキュリティ」及び「ノートン™ ID アドバイザー」）	900円（税込990円）

## 最強保護ご契約者様特典

### 特典1 クレジットカード不正利用補償（クレジットカード盗難保険）

引受保険会社は、最強保護（以下、「本サービス」といいます。）ご契約者様に対し、クレジットカード盗難保険契約（楽天モバイル株式会社を保険契約者、本サービスご契約者様を被保険者とする損害保険契約）に基づくクレジットカード不正利用補償を特典として以下に示す条件のもと提供いたします。

#### 第1条（クレジットカード不正利用補償のサービス内容）

1. クレジットカード不正利用補償（以下「本保険」といいます。）の対象となるクレジットカードは、「ノートン™ IDアドバイザー」に登録された、本保険の対象となるお客様（被保険者）名義の、日本国内のクレジットカード会社が発行したクレジットカードを指します。
2. 本保険の対象者（被保険者）は、本サービスの契約者で、日本に居住されている個人（法人は対象外）とします。
3. 本保険の対象期間は、本サービスの有料期間開始日（本サービスの利用契約成立後、料金が発生する最初の日）にはじまり、次の（1）～（3）のいずれかの事由に該当したときに終了します。
  - (1) 本サービスの利用契約が解約その他の理由により終了したとき
  - (2) 何らかの理由で本サービスの利用契約が無効となったとき
  - (3) 本保険が本サービスの特典としての付帯が終了されたとき

#### 第2条（クレジットカード不正利用補償の保険金をお支払いする主な場合）

本保険の対象のクレジットカード情報がダークウェブ上に流出し、「ノートン™ IDアドバイザー」によって検知され、かつ、対象期間中に不正利用された場合に本保険の保険金をお支払します。ただし、補償対象となるのは、次の条件をすべて満たす場合に限ります。

- (1) 「ノートン™ IDアドバイザー」にクレジットカード情報を登録した後に発生した不正利用であること（登録前の不正利用は対象外です。）
- (2) 「ノートン™ IDアドバイザー」からクレジットカード情報の漏えいを検知する通知を受けた日の翌日 24 時までに発生した不正利用であること。（通知を受けたにもかかわらずクレジットカードの利用停止を行わなかった事で、通知日から翌々日以降に発生した不正利用については対象外となります。）
- (3) 不正利用されたことを知った後、遅滞なく被保険者が警察への届け出を行ったこと
- (4) 警察への届け出を行ったことが確認できる書類を引受保険会社に提出できること

- (5) 被保険者が不正利用の発生から365日以内にクレジットカード会社等へ被害額の請求を行い、かつ、いずれのクレジットカード会社等からも一切の補償を受けられなかったこと。また、その理由を客観的に把握できること（不正使用から365日以内の通知に限ります。）
- (6) 被保険者がクレジットカード会社へ利用停止の連絡を行った日時を確認できること  
(注) クレジットカード盗難保険の補償内容は定期的に変更となる可能性があります。現在の補償内容については、楽天インシュアランスプランニング株式会社までお問い合わせください。

### 第3条（クレジットカード不正利用補償の保険金の支払額）

本保険の保険金の額は次の算式によって算出した額とします。ただし、楽天モバイル通信

サービス契約1回線ごとに、本サービスの加入期間1か月あたり100万円を限度とします。

不正利用による損害の額×支払割合（90%）=保険金の額

### 第4条（クレジットカード不正利用補償の保険金をお支払しない主な場合）

次のいずれかにあてはまる場合は本保険の対象外となり、クレジットカード不正利用補償は適用されません。

- (1) 3Dセキュア認証を経ていない決済サービスへの不正登録またはワンタイムパスワードによる二段階認証を経ていない決済サービスへの不正ログインによる損害
- (2) クレジットカード会社の倒産
- (3) 次の①～⑤の事由によりクレジットカード会社が補償に応じないことによる損害
  - ① 被保険者の故意または過失
  - ② クレジットカードの受領代理人による不正利用
  - ③ 被保険者が義務（名義・住所変更等）を怠ったこと
  - ④ 被害届の内容が虚偽であること
  - ⑤ その他、被保険者によるカード会員規約違反
- (4) クレジットカード会社への利用停止の連絡後に発生した損害

### 第5条（事故が発生した場合の通知方法）

1. 本保険の対象事故が発生した場合は、「お問い合わせフォーム」（注）より次の内容を添えてご連絡ください。
  - (1) 本サービスのお問合せであること
  - (2) 楽天モバイルID
  - (3) 事故の種類（クレジットカードの不正利用、サイバー攻撃、情報漏えいなど）

（注）お問い合わせフォーム  
URL: [https://hoken.rakuten.co.jp/info/inquiry\\_contact.html](https://hoken.rakuten.co.jp/info/inquiry_contact.html)
2. ご連絡後、引受保険会社の専用窓口をご案内いたしますので詳細な内容をお伝えください

い。事故の日から遅滞なくご連絡をいただけない場合、保険金の一部または全額をお支払できない場合があります。

## 第6条（保険金請求手続きの方法）

本保険の専用窓口へご連絡いただいたのち、引受保険会社から保険金請求に関する案内をいたします。被保険者が次の提出書類を提出しないとき、または提出する書類について既に知っている事実を記載しなかった場合や、事実と相違することを記載した場合は、それによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払します。法律またはクレジットカードの発行者もしくは金融取引の相手方が提供する補償制度（保険契約を含む。）等により損害の補償を受け取ることができる場合には、それらの額を控除して保険金をお支払します。これらの審査、確認等が完了し、支払われる金額が決定した後に、本保険の保険金請求手続きをしていただくことになりますので、ご了承ください。

- (1) 保険金請求書（保険会社のフォーム）
- (2) 損害を証明する書類等（請求書、領収証等）
- (3) その他保険会社が必要とする書類等（注）

### （注）提出書類例

- クレジットカード利用明細書
- 不正利用の被害にあったクレジットカードのコピー、写真、画像等
- クレジットカード情報を登録している事が確認できる所定のアプリ等の画面のコピー、写真、画像等
- 不正利用の被害にあったクレジットカードがダークウェブ上に漏洩している事を検知している、
- クレジットカードの下4桁が記載された所定のアプリ等の通知画面のコピー、写真、画像等
- クレジットカード会社の利用規約
- クレジットカード会社等から補償を受けられなかった事が確認できる書類等
- 警察への届け出を確認できる書類等

## 特典2 サイバーリスク補償（サイバー保険）

引受保険会社は、本サービスご契約者様に対しサイバー保険契約（楽天モバイル株式会社を保険契約者、本サービスご契約者様を被保険者とする損害保険契約）に基づくサイバーリスク補償を特典として以下に示す条件のもと提供いたします。

### 第1条（サイバー保険のサービス内容）

サイバーリスク補償（以下「サイバー保険」といいます。）の対象者（記名被保険者）は本サービスのサービス利用者で、日本に居住されている個人（法人は対象外）とします。サービス利用者とは、本サービスの契約者、および本サービスの契約者の同意を得て、本サービス契約の対象携帯端末（以下、対象携帯端末）を利用する者を指します。

サイバー保険の対象期間は、本サービスの有料期間開始日（本サービス契約の成立後、料金が発生する最初の日）にはじまり、次の（1）～（3）のいずれかの事由に該当したときに終了します。

- (1) 本サービスの利用契約が解約その他の理由により終了したとき
- (2) 何らかの理由で本サービスの利用契約が無効となったとき
- (3) サイバー保険が本サービスの特典としての付帯が終了されたとき

### 第2条（サイバー保険の保険金をお支払いする主な場合）

1. サイバー保険では、被保険者が第三者から次の①または②の事由で損害賠償請求を受けた場合に被る損害に対して賠償責任保険金をお支払します。また、情報セキュリティ事故（注1）の対応等にかかる費用が発生した場合に被る損害に対して、費用保険金をお支払します。ただしいずれも本サービスに関連して発生したものに限ります。補償される内容は第3条（サイバー保険の保険金の支払限度額）でご説明します。

（注1）以下①②の事由に加え、記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステム（注2）に対するサイバー攻撃も含みます。

① 記名被保険者が所有、使用または管理（注3）する他人（注4）の情報（注5）の漏えいまたはそのおそれ

② 上記①を除き、記名被保険者が行うコンピュータシステムの所有、使用もしくは管理または電子情報の提供に起因する次のいずれかに該当する事由

ア. 他人（注4）の業務の遂行の全部または一部の休止または阻害

イ. 他人（注4）の所有、使用または管理する電子情報の消失または損壊

ウ. 他人（注4）の著作権、意匠権、商標権またはドメイン名の侵害。ただし、記名被保険者がコンピュータシステムにおいて提供するデータ、データベース、ソフトウェアまたはプログラムによる、文書、音声、図画等の表示または配信によって生じた侵害に限ります。

エ. その他不測かつ突発的な事由による他人（注4）の損失

(注2) 本保険の対象のコンピュータシステムは本サービスの契約対象の携帯端末を指します。

(注3) 所有、使用または管理を行わなくなったものを含みます。

(注4) 他人には、記名被保険者と同居する親族は含みません。

(注5) 他人の情報には、記名被保険者が自らの業務遂行の過程においてまたはその目的として所有、使用または管理するものは含みません。

2. サイバー保険の補償内容は定期的に変更となる可能性があります。現在の補償内容については、楽天インシュアランスプランニング株式会社までお問い合わせください。

### 第3条（サイバー保険の保険金の支払限度額）

1. サイバー保険でお支払する賠償責任保険金の対象は、被保険者が負担した法律上の損害賠償金、争訟費用、権利保全行使費用、協力費用で、その額は合算して一連の損害賠償請求および保険責任期間中につき、対象携帯端末の回線ごとに150万円を限度とします。ただし、賠償責任の承認または賠償金額の決定前に保険会社の同意が必要となります。また、この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。
2. サイバー保険でお支払する費用損害保険金（注）の額は1回の事故および保険責任期間中につき、対象携帯端末の回線ごとに5万円を限度とします。  
(注) 費用損害保険金の種類は以下の通りです。（以下すべてで合算して5万円が限度となります。）
  - 事故原因・被害範囲調査費用（1事故支払限度額：5万円・保険期間中支払限度額：5万円）
  - 法律相談費用（1事故支払限度額：5万円・保険期間中支払限度額：5万円）
  - コンピュータシステム等復旧費用（1事故支払限度額：5万円・保険期間中支払限度額：5万円）
  - ID盗難時再発行費用（1事故支払限度額：1万円・保険期間中支払限度額：1万円）

### 第4条（サイバー保険の保険金をお支払しない主な場合）

1. 次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害
  - (1) 被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱い
  - (2) 国または公共団体の公権力の行使（法令等による規制または要請を含みます。）
  - (3) 被保険者によるサイバー攻撃、マルウェアの作成・意図的配布、ゲリラ活動等の侵害行為
2. コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等について、次のいずれかに該当する事由に起因する損害。ただし、広告、宣伝、販売促進等のために無償で提供されるコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報に起因する損害を除きます。

- (1) 記名被保険者が行う、他人が使用することを目的としたコンピュータシステム（注1）の所有、使用または管理
  - (2) 記名被保険者が他人のために開発、作成、構築または販売したコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報
  - (3) 記名被保険者が製造または販売した商品、サービス等に含まれるコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報
  - (4) 身体の障害に対する損害賠償請求
  - (5) 被保険者による誹謗または中傷による名誉毀(き)損または人格権侵害に対する損害賠償請求
  - (6) 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難（注2）に対する損害賠償請求
- （注1）他人が使用することを目的としたコンピュータシステムには、記名被保険者の業務のために販売代理店、加盟店、下請業者等が使用するものを含み、記名被保険者の商品、サービス等をその顧客に販売または提供するものを含みません。
- （注2）財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難に起因する財物の使用不能損害を含みます。
3. 次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限り、本条の規定が適用されるものとします。
- (1) 被保険者の犯罪行為（注1）
  - (2) 被保険者の故意または重過失による法令違反
  - (3) 被保険者が他人に損失を与えることを認識（注2）しながら行った行為
  - (4) 業務に際して、法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可等を必要とする場合において、その資格を有さないまたは免許、許可もしくは認可等を受けていない間に被保険者が行った行為
  - (5) 業務に際して、法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合において、届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為
  - (6) 被保険者の倒産、破産、清算、管財人による財産管理または金銭債務の不履行
  - (7) 被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たこと
  - (8) 被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買等を行ったこと
  - (9) 被保険者が得たまたは請求した報酬
- （注1）犯罪行為には、過失犯を含みません。
- （注2）認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。
- （注3）その他にも、保険金をお支払しない場合がありますので、詳細については楽天イシュアランスプランニング株式会社または引受保険会社にお問合せください。

## 第5条（事故が発生した場合の通知方法）

1. 本保険の対象事故が発生した場合は、「お問い合わせフォーム」(注) より次の内容を添えてご連絡ください。
  - (1) 本サービスのお問合せであること
  - (2) 楽天モバイル ID
  - (3) 事故の種類 (クレジットカードの不正利用、サイバー攻撃、情報漏えいなど)

(注) お問い合わせフォーム  
URL: [https://hoken.rakuten.co.jp/info/inquiry\\_contact.html](https://hoken.rakuten.co.jp/info/inquiry_contact.html)
2. ご連絡後、引受保険会社の専用窓口をご案内いたしますので詳細な内容をお伝えください。事故の日から遅滞なくご連絡をいただけない場合、保険金の一部または全額をお支払できない場合があります。

#### 第6条（損害賠償請求がなされた場合の手続き）

1. 損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合には、直ちに次の事項を楽天インシュアランスプランニング株式会社、引受保険会社にご連絡ください。
  - ③ 損害賠償請求を最初に知った時の状況
  - ④ 申し立てられている行為
  - ⑤ 原因となる事実

なお、上記のご連絡をいただいた後に、遅滞なく引受保険会社に書面によりご通知いただく必要があります。
2. 被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金のご請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は、楽天インシュアランスプランニング株式会社、引受保険会社にご相談ください。
3. 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながら進めてください。この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めた場合や、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

#### 【保険会社への提出書類例】

(共通) 保険金請求書引受保険会社の定める事故状況報告書

(賠償保険金)

- 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

(費用保険金)

- 費用の請求書または見積書等、費用の発生を証明する書類

- 費用に関する領収書等、被保険者の費用の支出を証明する書類
- 警察署（注）もしくは行政庁または公的機関に対する報告・届出等を行った場合は、警察署（注）もしくは行政庁または公的機関の証明書またはこれに代わるべき書類
- 被害者に対する通知等を行った場合は、その通知書等

(注) 警察署には、都道府県警察本部が設置するサイバー犯罪相談窓口を含みます。  
その他の補償内容の詳細について、当該商品に付帯される保険の詳細については楽天インシュアランスプランニング株式会社または引受保険会社にお問合せください。

附則

制定日：令和7年8月26日